

議 案 第 6 3 号

松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のよう
に定める。

平成31年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

国家公務員の給与改定に準じ、初任給調整手当を引き上げるため。

松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

松戸市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年松戸市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第9条の4第1項中「184,500円」を「184,700円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、この条例による改正後の松戸市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第9条の4の規定は、平成30年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の松戸市一般職の職員の給与に関する条例に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。